

君津市単身者用共同住宅及び中高層建築物の建築に関する指導要綱 事務手続きフロー

1. 標識の設置(事前協議申請14日前)

第5条関係



2. 近隣住民説明

第6条関係



3. ごみ置場の設置等の協議(環境衛生課)

第7条関係



4. 消防活動用空地等の協議(消防本部予防課)

第8条関係



5. 事前協議の申請及び事前協議済通知(建築課)

第9条関係

※建築計画書、フロー図1の設置報告書、2の説明報告書、
3, 4の議事録(任意様式)を添付してください。



6. 確認申請等の提出

建築基準法第6条、18条関係



7. 工事完了の報告(建築課)

第11条関係

※ このフロー図は、当該指導要綱に基づいて作成しております。このフロー以外に確認申請の前、関係法令等に基づいた許可、届出等がある場合もありますので、ご注意ください。